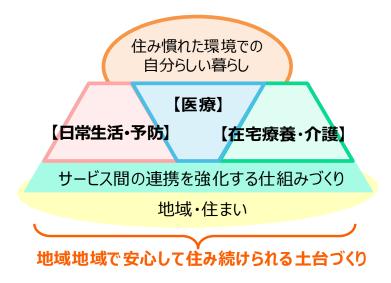
第3節 高知版地域包括ケアシステムの深化・推進

〈高知版地域包括ケアシステムの深化・推進〉

高知版地域包括ケアシステム構築の取組みをさらに深化させ、推進していくことで、 将来においても、高齢者が住み慣れた地域で安心して健やかに、ともに支え合いなが らいきいきと暮らし続けることのできる高知県を目指します。



1 在宅高齢者の生活を支える医療・介護の体制づくり

(1) 地域包括支援センターの機能強化

成果・現状と課題

地域包括支援センターは、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくために、介護保険制度による公的サービスやさまざまな社会資源を本人が活用できるよう、包括的・継続的に支援を行う機関です。地域包括ケアを実現するための中心的役割を担うことや、属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されており、生活困窮、障害や児童福祉などの他分野とも連携を図っていくことが求められています。

また、認知症高齢者の家族やヤングケアラーなどの家族介護支援にも取り組むことが重要です。

このため、地域包括支援センターでは、地域支援事業の一つである包括的支援 事業(①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務 及び④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)を実施しています。

また、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、すべて の市町村に介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知見を有する者、 民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される地域ケア会議 を設置し、高齢者の自立に向けた個別事例の検討を実施しています。 県では、地域包括支援センターに対して、地域支援事業の充実や自助の活用、 互助の組織化等への専門的アドバイスや、研修の実施、アドバイザーによる助言 支援などにより、地域包括支援センターにおける課題の解決や新たな高齢者支援 サービスの整備を支援してきました。その結果、住民ボランティア組織の立ち上 げや要支援者の短期集中機能改善サービスの立ち上げに至った事例なども出て きています。

一方で、高齢化や人口減少が進むなか、介護予防ケアマネジメント業務や困難なケースへの対応が増加し、在宅医療・介護の効果的・効率的な連携の推進をはじめとする新たな課題への対応などにより、地域包括支援センターの業務負担が増加しています。こうした影響から、地域課題の把握やネットワークの構築、介護支援専門員への支援といった、地域包括ケアシステムにおける中核的機関としての機能が十分に発揮できていないという課題があります。

このため、地域住民が抱える複雑化・複合化した既存の制度による解決が困難な課題に対応するための相談支援や就労支援、住民同士が交流できる場の確保など、地域共生社会の実現に向けた市町村の包括的な支援体制の構築が必要であり、そうした支援をより適切に行うため、居宅介護支援事業所などの地域の拠点との連携を推進していく必要があります。

今後、地域包括支援センターの役割はますます重要となり、その機能を一層強化するための地域包括支援センター職員の適切な人員体制の確保や負担軽減、資質向上を図っていくことが必要です。

今後の取組

〇ネットワーク・システムづくりの推進

「高知版地域包括ケアシステム」をさらに深化させ、推進していくうえで重要な医療・介護・福祉の関係者の連携をさらに深めるため、各地域に設置された地域包括ケア推進協議体や地域医療構想調整会議等を活用し、顔の見える関係づくりや地域ごとの課題解決に向けた検討を引き続き支援します。

○地域包括ケアシステム構築状況の点検

市町村における地域包括ケアシステムの構築状況を点検するため、毎年実態調査を実施し、定量的・定性的に市町村ごとの構築状況を把握します。

○地域包括支援センターの機能強化

「高知版地域包括ケアシステム」の核となる地域包括支援センターが抱える 特有の課題について、アドバイザーによる伴走支援等を通じて整理しながら、 効率的な運営が図られるよう支援します。

また、地域包括支援センターの業務負担を軽減し、地域住民への支援をより適切に行えるようにするため、居宅介護支援事業所が介護予防ケアマネジメン

トの受け皿、担い手となれるよう、居宅介護支援事業所のケアマネジャーの資 質向上に向けた研修などを行います。

○地域包括支援センター職員等の資質向上

地域包括支援センターの職員が、地域包括支援センターの意義や役割、他の職員との連携等について理解し、業務を行う上で必要となる知識を習得するための研修を実施します。

また、認知症の人の家族やヤングケアラーなどの介護者への支援や、属性や 世代を問わない包括的な相談支援等が行えるよう、研修の充実により職員の資 質向上を支援します。

さらに、高齢者虐待の防止や成年後見制度の利用促進などに向けて、高齢者・障害者権利擁護センター等の関係機関と連携して研修会や意見交換会を開催し、地域包括支援センターの権利擁護業務への対応力強化に向けた支援を行います。

〇自立支援型地域ケア会議の推進

自立支援・重度化防止の観点から実施する地域ケア会議の目的や手法を周知するため、市町村の職員を対象とした研修会を開催します。また、実際の地域ケア会議が高齢者の自立支援に向けて有効な個別事例の検討の場となるよう、アドバイザーの派遣等を行います。

市町村で開催される地域ケア会議において、高齢者の介護予防や重度化防止に向けて適切な助言が得られるよう、リハビリテーション専門職や栄養士、歯科衛生士等の職能団体と連携し、人材育成を行うとともに、専門職の派遣を行います。

◇ 地域ケア会議とは

個別事例について、多職種で検討を重ねることにより、自立支援に資するケアマネジメント支援を行うとともに、地域の共通課題を関係者で共有し、課題解決に向けた関係者間の調整、ネットワーク化、資源開発、さらには新たな施策の立案や実施につなげていく仕組みです。

生活支援サービスの充実等を図っていく上でも、積極的に活用することが望ましいとされています。

(2) 在宅療養体制の充実

①医療と介護の連携強化

成果・現状と課題

高齢化が進んでいる本県では、高齢者のいる世帯に占める独居や夫婦のみ世帯の割合が高く、家庭での介護力が弱いことなどを背景として、療養病床や介護施設など、施設系の医療・介護サービスの利用が多い傾向にあります。

一方で、県民世論調査によると、県民の約4割が医療や介護が必要な状態になっても自宅で生活したいという願いを持っており、在宅での看取りを希望する方や家族に対しては、最後まで在宅での生活が送れるよう、緩和治療や在宅ターミナルケアに対応できる訪問診療や訪問看護、訪問薬剤管理、更に介護サービスが一体となった体制づくりが求められています。

こうしたなか、県では、各福祉保健所圏域における医療・介護の関係機関を対象とした多職種研修の実施や、地域の課題に関して関係機関や市町村と協議、調整を行うなど、地域の実情に応じた広域的な医療と介護の連携の推進に向けた市町村支援を行ってきました。

その取組みの一つとして、患者やその家族が安心して入院から在宅生活に移行できるよう、病院及び介護関係者(ケアマネジャーや地域包括支援センター等)と協働し、地域の実情に応じた入退院時の引継ぎルールの策定・運用に向けた支援を進め、令和5年4月現在、病院及びケアマネジャーが所属する事業所でのルール普及率は90パーセントを超えています。引き続き、ルールの活用状況の把握や改善のための協議を行うなど、PDCAサイクルにより地域での定着を支援し、本人のQOL向上や希望に叶う退院後の生活につながるよう、医療と介護の連携・協力体制の更なる強化を図っていく必要があります。

また、県では、医療・介護分野におけるデジタル化を推進しており、医療・介護情報の連携を図るため、「高知家@ライン(こうちけあらいん)」や「高知あんしんネット」、「はたまるねっと」といった県内3つのEHRの普及促進などについて、各運営事業者への支援を行うとともに、中山間地域における医療アクセスの負担軽減を図るため、通信・医療機器を搭載した車両(ヘルスケアモビリティ)の導入について、医療機関への支援を実施しています。

令和5年8月時点でのEHRへの加入状況は、例えば病院では、63機関 (約52パーセント)が加入するなど、一定は普及が進んできていますが、診 療所や介護施設等においては、更なる加入促進が求められています。 ◇ 入退院時の引継ぎルールとは 病院とケアマネジャー、市町村及び地域包括支援センターが協議しながら、入退院時 の引継ぎの手順を地域の実情に合わせて決めることです。

◇ EHRとは

Electronic Health Record の略語。個人の医療・健康等にかかる情報の共有等を行うための医療情報連携ネットワークのこと。高知家@ライン、高知あんしんネット、はたまるねっと、国のEHRを指す。



高知あんしんネット・はたまるねっとを活用した医療情報共有のイメージ図電子カルテ(診療録や検査結果、処方薬等の診療情報を管理するためのシステム)、レセコン(診療報酬を請求するためのシステム)、PACS(医療用画像管理システム)等の情報を共有

○医療・介護・福祉サービスの充実・強化

在宅での療養を希望される方が、在宅療養を選択できる環境を整備するため、 地域で必要なサービスの確保に引き続き取り組むなど、在宅療養体制の充実を 図ります。

〇市町村の在宅医療・介護連携の推進の取組みへの支援

市町村の在宅医療・介護連携の広域的な取組みの更なる推進に向けて、引き続き、関係機関との広域調整や市町村や医療・介護の関係機関を対象とした多職種向けの研修会の開催を通じて、市町村の支援を行います。

○入退院時の引継ぎルールの運用・定着への支援

病院及び介護関係者等地域の多職種が協働する入退院支援体制の構築及び維持のため、多職種連携に関する研修を実施し、これまで取り組んできた入退院時の引継ぎルールの定着を図り、入退院から在宅療養に至るまで、切れ目のない継続的な療養体制の確保に向けた支援に取り組みます。

〇患者情報を共有するためのツールの活用

在宅療養者の疾患や重症度等に対応した医療・介護が包括的に提供されるよう、「高知家@ライン」などのEHRを活用した多職種協働によるチーム医療体制の構築を進めるため、システムの運営団体と連携して関係機関へのシステム導入と継続的な利用を働きかけます。

○医療と介護の情報連携の推進

医療及び介護サービスの質の向上を図るため、医療機関と介護事業者とのサービス状況に関する情報連携や活用を促進します。また、高齢者への適切な支援に向けて、市町村や高齢者、医療と介護の関係者の情報共有を通じた連携強化が図られるよう、医療情報も含めた情報基盤の活用を促進します。

②在宅医療の推進

成果・現状と課題

県では、患者及び家族が住み慣れた場所で安心して療養できる体制づくりに向けた取組みとして、入退院支援においては、高知県立大学と協働し、各圏域における主要医療機関を中心に病院と地域の多職種が関わる入退院支援体制の構築を行っています。また、日常の療養支援においては、訪問診療に用いる医療機器の整備に対する補助や在宅医療従事者を対象とした研修を実施しています。こうした取組みにより、一般病床の平均在院日数の短縮や、訪問診療の件数が増加するなど、一定の効果がみられています。

一方、地域で訪問診療を担う医療機関におけるマンパワー確保に向けた連携の構築が必要となっています。また、今後も更に進むであろう過疎化や医療従事者の不足、地理的条件に起因するサービス提供の非効率性を踏まえると、ヘルスケアモビリティやあったかふれあいセンター等を活用したオンライン診療の普及など、デジタル技術の更なる活用を図ることが必要です。

在宅歯科診療については、在宅歯科医療連携室を通じて在宅歯科医療への支援を行うとともに、摂食嚥下評価ができる歯科医師を県内歯科医師会支部単位で養成し、食支援を適切に行うことのできる体制を整備しました。

訪問薬剤管理については、高知県薬剤師会との協働により、訪問薬剤師などの 在宅医療を担う人材の育成とともに、薬剤師と医療・介護の関係者が連携して、 高齢者を中心に在宅患者の服薬状況の改善にも取り組んできました。

訪問看護については、中山間地域への訪問看護にかかる運営費への支援を行い、中山間地域等への訪問看護サービスの確保を行うとともに、高知県立大学に訪問看護師育成講座を設け、訪問看護師の人材育成を行いました。こうした取組みにより、平成28年度と比較して、訪問看護のサービス利用者数及び訪問看護ステーション数は増加していますが、ステーションの約5割が高知市医療圏に偏在していることや、小規模の事業所が多く、人材不足や対応できる医療処置が限られるといった課題があります。

急変時の対応については、人材不足等により24時間対応が難しい地域もあり、 訪問診療医と受入病院との間における、急変時の受入体制に関する普段からの調整の仕組みづくりや、地域の医療関係機関における認識の共有が必要です。

人生の最終段階における医療については、令和3年の厚生労働省の人口動態統計での本県における死亡場所の割合が、自宅が13パーセント、施設が9パーセントを占めるなど、病院以外での終末期の医療提供が増えてきていることから、自宅での看取りを可能にする医療体制と併せて、介護施設等による看取り体制の構築への支援も重要な状況になっています。

「第8期高知県保健医療計画」に基づく重点的な取組みを進めます。

○入退院支援体制の構築

病院と地域の多職種が協働する退院支援体制の構築及び維持のため、退院調整のコーディネートに取り組む人材の育成や多職種連携に関する研修を実施し、これまで作成に取り組んできた、退院支援を可視化した手順書等も活用しながら標準化した退院支援の仕組みの定着化を図り、入退院から在宅療養に至るまで、切れ目のない継続的な医療体制の確保に引き続き取り組みます。

○在宅医療従事者の養成及びレベルアップ

医療関係職能団体と連携して、あらゆる医療従事者を対象に、在宅医療の従事に必要となる知識・技能の習得と向上に向けた研修を実施し、在宅医療への参入やサービス拡充を促進します。

○オンライン診療の導入推進

オンライン診療を、対面診療を補完する診療として位置付け、症状安定期に おける活用を図ることにより、患者の受診時の負担軽減と医療の効率化につな げます。また、医療へのアクセスが不便な中山間地域における受診機会を確保 するため、あったかふれあいセンターや地域の集会所等でのオンライン診療の 導入を支援します。

○在宅歯科医療の推進

病気や障害、加齢に伴う身体機能の低下などで通院が困難な方の歯科治療や口腔機能の維持・向上のため、訪問歯科治療のサービス調整を行う在宅歯科連携室の機能を強化し、県民及び医療介護関係者等に広く周知します。また、介護関係者などとの多職種間の連携を促進するとともに、訪問歯科診療のニーズを抽出し、訪問歯科医療提供体制の充実を図ります。

また、在宅歯科診療に従事する人材の育成・確保を図るとともに、摂食嚥下評価できる歯科医師の活動が各地域の包括ケアシステムの中で機能するよう 支援します。

○地域において訪問診療・訪問薬剤管理・訪問看護を行う医師・薬剤師・看護 職員の確保

在宅医療提供の基盤ともなる地域の病院・診療所の維持に必要な医師・薬剤師・看護師の確保を行います。

(医師の確保)

- ・中長期的な対策として、若手医師にとって魅力あるキャリア形成環境の整備 や、医学生の卒業後の県内定着を促進します。
- 高知大学医学部に設置した家庭医療学講座や県立病院を核に、医師を養成します。

- 本県の医療特性を踏まえた全人的医療(救急医療や慢性疾患に対する生活指導まで視野に入れた良質な健康管理・予防医学と日常診療)を行える総合診療専門医の養成に努めます。
- 短期的な対策として、県外からの医師の招へい及び赴任医師への支援、医師 の処遇改善により定着を促進します。

(薬剤師の確保)

- ・奨学金返還支援制度のある病院に支援を行い、病院薬剤師の確保に努めます。
- ・県薬剤師会や県病院薬剤師会と連携したキャリア形成プログラムの確立により、意欲ある若手薬剤師のU・Iターンを促すとともに、地域医療における薬剤師職能の向上を図ります。
- ・薬局や病院でキャリアを積んだ薬剤師が、薬剤師不足地域の薬局や病院に一 定期間就業するといった、薬局・病院間及び各病院間での相互支援を可能と する人事交流制度の創設に向けた検討を進めます。

(看護職員の確保)

- キャリアに応じた研修体制の充実や、ライフステージに応じた多様な勤務形態を選択できる職場環境の整備を促進します。
- ・奨学金制度や看護職員養成施設への支援、潜在看護職員に対する研修及び施設とのマッチングによる復職支援などに取り組みます。
- 高知県立大学に設置した寄附講座等において、訪問看護師の育成を行うとと もに、訪問看護ステーションに勤務する訪問看護師のスキルアップに取り組 みます。

○訪問看護サテライトの設置の促進

訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)の開設準備に対して支援します。

○訪問看護サービス提供の充実

中山間地域等で訪問看護を希望する方に対してサービスが提供できるよう、派遣調整の体制を整備するとともに、遠隔地への訪問に対する支援を行うほか、高知県訪問看護総合支援センターによる訪問看護ステーションへの経営支援等の取組みを通じて、体制の充実を図ります。

また、訪問看護総合支援センターによる医療機関・診療所及び市町村等への 啓発資料の配布や、公式ホームページ等の活用により、訪問看護に対する理解 を深めるとともに、県民や医療関係者が訪問看護に関する情報を入手しやすい 体制をつくります。

○薬局薬剤師・病院薬剤師の連携強化

入院から退院、在宅療養まで、切れ目のない薬学的管理を一層充実させるため、患者の服薬情報等を記載した薬薬連携シート等を活用しながら、地域の薬局薬剤師と病院薬剤師との連携を強化し、適正な薬物療法を受けられる薬薬連携体制を整備します。

○訪問リハビリテーションサービスの充実

訪問リハビリテーションを実施する医療機関を把握し、多職種連携を担う関係機関への情報共有に努めます。

○急変時の対応

在宅医療を担う医療機関と連携し、病状急変時における連絡先をあらかじめ 患者やその家族に提示し、急変時の備えについて意識付けを図ります。また、 院内の体制により自院での24時間対応が難しい場合でも、24時間対応が可 能な体制を確保するため、近隣の医療機関及び訪問看護ステーション等との連 携により、各地域に設置された地域包括ケア推進協議体等による、急変時の在 宅医療の具体的な姿や、地域内でのグループづくりなどについて、検討を進め ていきます。

〇人生の最終段階における医療・ケアの意思決定支援

人生の最終段階において、県民一人ひとりが最期まで自分らしく尊厳をもって生きられるよう、県民への人生会議(ACP)の普及啓発に取り組みます。また、医療関係職能団体と連携して、あらゆる医療従事者を対象に、在宅での看取りに必要となる知識・技能の習得と向上に向けた研修を実施し、医療機

関等において患者が望む場所での看取りへの支援ができる体制の構築を推進

します。

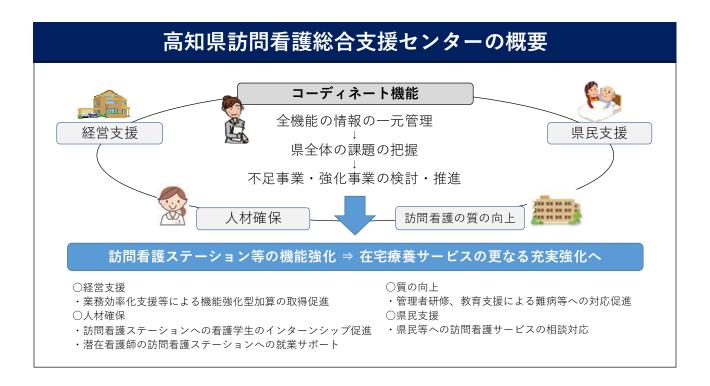
在宅歯科連携室

病気などで通院が困難な方の「歯と口の悩み」について、在宅等で歯科診療が受けられるように訪問できる歯科医院へつなぐなど、ご相談に対応する電話窓口です。



東部(0887)34-2332 高知(088)875-8020 幡多(0880)34-8500

【開設時間】9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)



(3)地域ニーズに応じた介護サービス提供体制の確保

成果・現状と課題

高齢化の進展に伴い、独居や夫婦のみの高齢者世帯や、認知症高齢者が増加するなか、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域資源の状況やニーズに応じたサービス提供体制を確保していく必要があります。そのため、県では、各市町村における小規模多機能型居宅介護や認知症対応型通所介護など、地域密着型の介護サービスの整備を支援してきました。

また、各市町村では、住民、NPO法人などの多様な主体の参画により、高齢者の多様なニーズに応じて介護予防や生活支援サービスなどを提供する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を実施しています。

総合事業の実施にあたっては、高齢者を含む地域住民、NPO や民間企業などの多様な主体を含めた地域の力を総動員して実施していくことが重要です。

多様な主体によるサービス提供を可能とするためには、生活支援コーディネーター、就労的活動支援コーディネーターや協議体が中心となって、地域住民がともに支え合う地域づくりを推進し、元気な高齢者をはじめとする地域住民が、担い手として積極的に参加できるよう支援するなど、地域づくりと総合事業を一体的かつ総合的に進めていく必要があります。取組みを進めるにあたっては、生活支援コーディネーターなど、地域の資源を発掘し、ネットワークを構築できる人材の養成を支援していく必要があります。

また、地域においては、高齢者を支えるサービス体制を確保していくことも重要であり、あったかられあいセンターをはじめ、地域のインフォーマルサービスと介護サービスとの融合など、地域資源を有効に活用したサービス提供体制についても検討していく必要があります。

さらに、人口減少が見込まれるなか、地域ニーズに応じたサービスを確保する ためには、介護人材を効率的に活用した複合型サービスの整備も有効です。

加えて、高齢者人口の減少により、空床が発生している介護施設も出てきていることから、今後の介護ニーズを適切に推計しながら、地域の高齢者の実情に応じた効率的なサービス提供体制を確保していく必要があります。

◇ 生活支援コーディネーターとは

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者であり、各市町村に配置されています。

〇地域の実情に応じた施設整備・サービス導入への支援

各地域の中長期的な人口動態や地域資源の状況等を踏まえ、市町村や関係機関と連携しながら、「通い」と「訪問」を組み合わせた複合型サービスの推進や、ニーズに応じた施設規模への見直しなど、地域の実情に応じたサービス基盤の整備を支援していきます。

○介護サービス(フォーマルサービス)とインフォーマルサービスの融合

総合事業などの介護サービスとあったかふれあいセンターなどのインフォーマルサービスとの融合による、新たなサービス提供の体制づくりなど、市町村や関係機関などと連携しながら、多様な主体による介護サービスが提供できるような仕組みづくりを促進します。

〇総合事業の充実

地域の実情に応じて効果的かつ効率的に総合事業のサービス提供ができるよう、アドバイザー派遣などにより市町村の取組みを伴走的に支援します。

〇ケアマネジャーの確保と資質向上への支援

ケアマネジャーの法定研修の実施団体などと連携し、オンライン化の推進や サテライト会場の設置など、研修を受講しやすい環境の整備に取り組みます。 また、自立支援に向けたケアマネジメント力を向上させるため、多職種協働 によるケアマネジメント実践研修会を実施するなど、ケアマネジャーの資質向 上を支援します。

○あったかふれあいセンターや集落活動センターとの協働

あったかふれあいセンターと集落活動センターとの協働を通じた、生活支援サービスの確保等に向けた検討を進めます。

〇共生型サービスの提供に向けた支援

共生型サービスの推進に向けて、地域の実情に応じてサービス提供を行う施設整備への支援を行います。また、共生型サービスに関する普及啓発や、事業所職員のサービス提供のスキルアップにつながる研修を実施し、共生型サービスの普及を図ります。

(4) 家族介護者への支援

成果・現状と課題

高齢者が介護を受けるようになっても地域で安心して心豊かに過ごすためには、高齢者やその家族を県民全体で支えることが大切であり、県民一人ひとりが基本的な介護知識や介護技術についての理解を深めることが重要です。

また、ヤングケアラーやビジネスケアラーといった家族介護者の負担を軽減する取組みを進めていくことも重要であり、市町村で実施されている家族介護者支援事業や地域包括支援センターによる総合相談支援機能の活用、関係機関の連携による支援を通じて、介護を必要とする高齢者だけでなく、家族介護者も含めた支援の取組みを進めていく必要があります。

県では、県民向けに介護知識や技術の普及・向上を目的とした介護講座を実施しているほか、要介護状態となった場合に、日常生活を支えるための補助用具として活用が欠かせない福祉用具の展示及び試用貸出などを県立ふくし交流プラザで行っています。市町村においても、地域支援事業により家族介護教室などの取組みを行っています。

また、高齢化の進展に伴い認知症高齢者も増加しているため、認知症の正しい知識の普及も重要です。このため、県では、パンフレットの配布などにより、認知症に関する正しい知識を県民に持ってもらうための普及啓発を行っています。

ふくし交流プラザでの主な事業内容

- 高齢者疑似体験による小中高生への福祉教育の推進
- 一般県民を対象とした基本的な介護知識及び技術習得講座の開催
- 福祉用具の展示・貸出
- ・介護などに関する相談

今後の取組

〇県民に対する介護知識や技術の普及・啓発

基礎的な介護の知識や技術について、実技を含む講座を開催し、県民への介護知識や技術の普及啓発を行います。

〇福祉用具の展示・試用貸出等による福祉用具の活用促進

利用者の生活ニーズや身体状況などに配慮した福祉用具の展示や、試用のための貸出しを行います。

○認知症に関する正しい知識の普及・啓発

パンフレットの配布などにより、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行います。

〇ヤングケアラーへの支援の充実

ヤングケアラーに関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、学校、市町村及びその他の関係機関向けに、多機関が連携して包括的な支援を行うための研修会等を実施します。

○家族介護支援の充実

家族介護者の介護負担の軽減やリフレッシュのため、市町村や関係団体と連携しながら在宅系サービスの充実に向けて取り組んでいくとともに、市町村が地域支援事業等により実施する介護教室や介護者交流会などの家族介護支援について、取組み状況の把握や情報提供などを行うことにより好事例の横展開を図り、市町村が効果的に取り組めるよう支援します。

〇ビジネスケアラーへの支援の充実

県内のビジネスケアラーの実態や企業のニーズの把握に努め、関係部局との情報共有や連携を図りながら、従業員の家庭(介護や育児等)と仕事の両立支援に取り組む県内の企業を、「高知県ワークライフバランス推進企業」として認証し、その取組みを支援、PRすることで、介護等を行いながら働き続けられる職場づくりを推進する等、県内のビジネスケアラーに対する労働環境の整備を促進します。

また、ビジネスケアラーへの対応力向上に向けた地域包括支援センター職員向けの研修の充実や、介護保険サービスに関する情報提供や相談窓口などの周知に取り組みます。

さらに、家族介護者の心身の負担軽減や社会的な孤立を防ぐため、家族介護 者同士の交流機会の拡大に向けた市町村の取組みを支援していきます。

◇ ビジネスケアラーとは

仕事をしながら家族等の介護に従事する方をビジネスケアラーと呼んでいます。

総務省統計局の令和4年就業構造基本調査によると、県内のビジネスケアラーは19,700人いると推計されており、経済産業省によると、令和12年(2030年)には、さらに10.9パーセント増加すると推計されています。

2 中山間地域の高齢者の生活を支える体制・仕組みづくり

(1) 医療提供体制・介護サービスの確保

成果・現状と課題

中山間地域の介護事業所は、要介護者が広範囲に居住していることに加え、道路事情の悪さから移動の効率が悪く、訪問や送迎に多くの時間を要するため、採算面から事業者の参入が少ないのが現状です。

このため、サービス提供体制が十分でなく、利用者がサービス利用回数を制限されたり、利用者の希望する曜日、時間帯にサービスが利用できないといった実態もあります。

こうした状況を踏まえて、介護保険制度においては、条件不利地域へのサービス提供に対する評価として、介護報酬に特別地域加算が設けられていますが、加算を受けた事業者からサービスの提供を受けた場合には、利用者の自己負担が高くなります。そのため、全国平均に比べて低所得者の割合が高い本県では、その影響を大きく受けることになるという制度上の問題があります。

また、中山間地域で在宅介護サービスを充実させるために不可欠なマンパワーも慢性的に不足しており、地域の介護ニーズに適切に対応するためには、人材の安定的な確保も課題となっています。

医療サービスにおいては、県によるへき地診療所及びへき地医療拠点病院の運営支援や医療従事者の確保、市町村による無医地区への巡回診療や医療機関への患者の送迎などが行われており、中山間地域においても必要な医療が一定は確保できるようにしていますが、中核となる病院はもとより、訪問診療を行う診療所や訪問看護、訪問リハビリテーション等のサービス資源も限られていることから、高齢者が急性期病院から退院して自宅で療養生活を送るためには、医療と介護の連携による適切なケアを提供する環境をより一層整えていく必要があります。

このような課題に対応するため、県では、市町村とともに、遠隔地に介護サービスを提供する事業者に対して、有料道路の使用や移動時間に応じた経費の一部を補助する支援制度を創設し、更に中山間地域で介護人材を養成する市町村への補助も行うなど、中山間地域で必要なサービスの確保・充実に取り組み、在宅サービスの確保や介護人材の新規雇用につなげています。

今後もこのような取組みをさらに進めることで、中山間地域における在宅サービスのニーズに応えていく必要があります。

また、訪問看護サービスについては、中山間地域へのサービス提供体制を確保するために、訪問看護師の派遣の相談と調整を行う体制を整備するとともに、これまでの取組みに加え、医療分野でも遠隔地への訪問経費を補助する支援を行っています。さらに、令和5年度からは、訪問看護総合支援センターを設置し、訪

問看護サービスの提供体制の強化を図っています。

こうした取組みに加えて、今後は、すべての社会福祉法人の努力義務となった 公益的取組(生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、高齢者の生 活支援、人材育成事業など)等による、中山間地域の生活支援などについても考 えていく必要があります。

今後の取組

〇中山間地域における介護サービスの確保

中山間地域における介護サービスを確保するため、採算性の厳しい中山間地域に介護サービスを提供する事業者に対して、市町村とともに支援します。

また、中山間地域の介護支援専門員やホームヘルパーの新規雇用、ホームヘルパー養成への支援などによる人材の確保と、職員の研修受講機会の拡大(研修参加者の代替職員派遣)などによる人材の育成を行います。

○介護サービスの相互応援体制の構築

小規模事業所の協働化を見据え、不足する地域にヘルパー等を派遣するなど、 介護人材を相互に補完し合う新たな相互応援の仕組みの構築を支援します。

○介護サービス(フォーマルサービス)とインフォーマルサービスの融合(再掲) 総合事業などの介護サービスとあったかふれあいセンターなどのインフォーマルサービスとの融合による、新たなサービス提供の体制づくりなど、市町村や関係機関などと連携しながら、多様な主体による介護サービスが提供できるような仕組みづくりを促進します。

〇地域の実情に応じた施設整備・サービス導入への支援(再掲)

各地域の中長期的な人口動態や地域資源の状況等を踏まえ、市町村や関係機関と連携しながら、「通い」・「訪問」の組み合わせによる複合型サービスの推進や、ニーズに応じた施設規模への見直しなど、地域の実情に応じたサービス基盤の整備を支援します。

〇中山間地域における医療提供体制の確保

医師の確保が困難な地域にある医療機関に県立病院等から応援医師を派遣する仕組みを運用するなど、中山間地域における医師の確保に一層取り組むとともに、医療の質の向上を支援し、中山間における医療提供体制を確保します。 市町村が行う無医地区における巡回診療や、患者の移送サービスなどを支援し、中山間地域等、医療機関から遠隔の地域における医療へのアクセスを確保します。

〇中山間地域における訪問看護サービスの確保

中山間地域等で訪問看護による医療を希望する方に対してサービスが提供できるよう、訪問看護師の派遣調整の体制を整備するとともに、遠隔地への訪問への支援を行うほか、高知県訪問看護総合支援センターによる訪問看護ステーションへの経営支援等の取組みを通じて、体制の充実を図ります。

中山間地域における介護サービスの確保対策

支援の内容

- ○補助要件
 - ①中山間地域に居住する利用者に片道20分以上かけて介護サービスを提供した事業者に対して、市町村が助成した場合
 - 20分以上1時間未満 介護報酬の15%
 - 1時間以上 介護報酬の35%
 - ※小規模多機能型居宅介護サービスについては、提供回数に応じた補助額とする。
 - ②特に利用者が少ない地域の事業者の場合
 - 20分未満でも介護報酬の10%
 - ③中山間地域内の事業者が新たに常勤職員を雇用した場合 上記①、②に加え雇用した職員一人当たり介護報酬の5%(最長1年間)
 - ④サービス提供に伴い有料道路を使用した場合
 - ⑤中山間地域の事業所が新たに雇用した介護支援専門員や訪問介護員に対して一時金や 転居費用を支給した場合
- ○補助率:県1/2 市町村1/2
- ○補助対象介護サービス

訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護、通所リハビリ、地域密着型通 所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援



効 果

- ○移動時間等の関係で提供が限られていた本来必要な在宅サービスが充実
- ○採算性から地域になかった在宅サービスの提供
- ○事業者の収支の改善でサービス提供が維持されることによる在宅生活の継続
- 〇現在サービス提供が少ない遠隔地の利用者へのサービスが充実されることによる新たな 雇用の創出
- ○事業者の経営が安定することによる雇用の継続と雇用条件の改善
- 〇中山間地域における介護支援専門員及び訪問介護員の確保

中山間地域における訪問看護サービスの確保

支援の内容

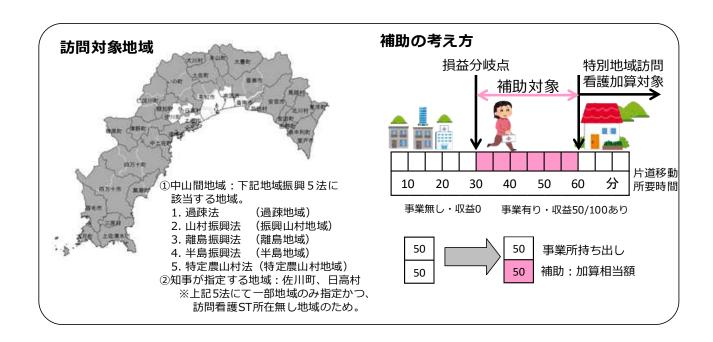
- ○補助の目的:中山間地域等における訪問看護サービスの充実
- ○補助先:訪問看護関係団体(補助率10/10)
- 〇補助対象経費

下記1~3の訪問看護基本療養費等に対する特別地域訪問看護加算相当額

- 1 中山間地域に所在する訪問看護ステーションから中山間地域又は知事が指定する地域に所在する利用者の家庭までの移動に要する時間が片道30分以上1時間未満
- 2 中山間地域外に所在する訪問看護ステーションから中山間地域又は知事が指定する地域に所在する利用者の家庭までの移動に要する時間が片道30分以上1時間未満
- 3 中山間地域又は知事が指定する地域に所在する医療機関から中山間地域又は知事が 指定する地域に所在する利用者の家庭までの移動に要する時間が片道30分以上1時 間未満

効 果

- ○移動時間等の関係で提供が限られていた本来必要な在宅サービスが充実
- ○採算性から地域になかった在宅サービスの提供
- ○事業者の収支の改善でサービス提供が維持されることによる在宅生活の継続



(2)移動手段の確保

成果・現状と課題

高齢化が進む本県では、車の運転や歩行が困難な方が増加しており、通院や買い物などの日常生活において公共交通の重要性はますます高まっています。しかしながら、地域の基幹交通である路線バスは、人口減少や過疎化などによる利用者数の減少によって、路線の維持が大変厳しい状況となっています。

また、地域の商店の減少などにより、日常生活を支えていくためのサービスは 市町村中心部に行かないと受けられないような状況になってきており、特に、中 山間地域では、路線バス等の交通機関が脆弱なこともあり、市町村の中心部や都 市部までの移動手段の確保が大きな課題となっています。

こうしたなか、一部の市町村では、地域住民や交通事業者と協議を重ね、交通 空白地有償運送制度や福祉有償運送制度などの移動サービスを導入することで、 住民ニーズに応えようとする取組みもあります。

今後も、市町村とも連携を図りながら、地域の基幹交通であるバス路線の維持確保に努めるとともに、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かな移動サービスの導入などにより、日常生活に欠かせない移動手段を確保していく必要があります。

今後の取組

○地域の基幹交通の維持・確保

地域の基幹交通であるバス路線等の維持・確保に取り組む交通事業者及び市 町村を支援します。

〇中山間地域での移動手段の確保

地域の基幹交通であるバス路線等の維持・確保や、地域の実情に沿ったきめ 細かな移動サービス(交通空白地有償運送など)の導入等に取り組む市町村を 支援します。

3 高齢者の健康づくり・元気づくりの推進

(1) 生活習慣病予防の推進

成果・現状と課題

高齢期においても住み慣れた地域で元気に自立した生活を送るためには、若い 時からの健康づくりが重要です。

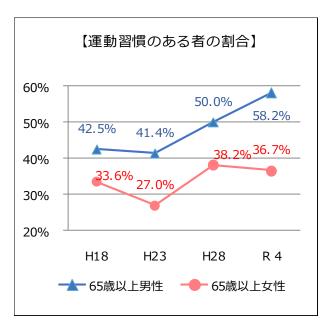
県では、県民の生活習慣等の状況を把握するため、5年に一度、高知県県民健康・栄養調査を実施しています。令和4年調査では、65歳以上の方で運動習慣のある者の割合は、男性58.2パーセント、女性36.7パーセントで、平成28年調査に比べて男性は増加、女性は減少しています。1日の平均歩数は、男性4,894歩、女性4,229歩で、平成28年調査に比べて男性は増加、女性は減少しています。65歳以上の方の低栄養傾向(BMI20以下)の割合は、男性10.7パーセント、女性18.4パーセントで、平成28年調査に比べて男性は減少、女性は増加しています。

本県の65歳以上の死因別死亡割合では、1位が悪性新生物、2位が心疾患、3位が老衰、4位が脳血管疾患となっています。

脳血管疾患等の生活習慣病の早期発見・早期治療には、40歳から74歳までを対象とした特定健診の実施率の向上が重要です。令和3年度の実施率は53.7パーセントで、実施率は上昇傾向ですが、全国平均の56.2パーセントより2.5ポイント低い状況です。また、生活習慣の改善を促す特定保健指導の実施率についても、令和3年度は24.4パーセントと、全国平均の24.7パーセントより0.3ポイント低くなっており、引き続き、特定健診・特定保健指導の実施率向上対策が必要です。

また、令和3年度の65歳から74歳までのメタボリックシンドロームの該当者の割合は、男性36.1パーセント、女性14.2パーセントで、男女とも全国に比べて割合が高くなっています。また、特定健診受診者のうち、高血圧治療の服薬者及び糖尿病治療の服薬者についても、男女とも全国に比べて割合が高くなっています。

併せて、健診において精密検査や治療が必要と判断されながらも放置している 方や、生活習慣病の治療を中断された方を把握し、医療機関への受診につなげた り、かかりつけ医と連携した、保険者による生活習慣の改善を図る保健指導の実 施等により、生活習慣病を重症化させない取組みが必要です。

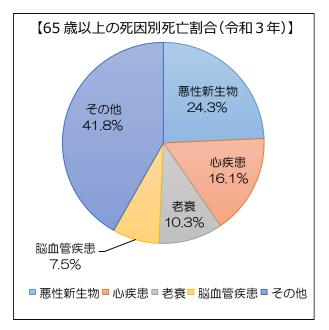


【1日の平均歩数】 6000 5454 5806 4894 5000 4572 4876 4840 4000 4459 4229 3000 H18 H23 H28 R 4 → 65歳以上男性 → 65歳以上女性

※運動習慣のある者:週2日以上、1回30分以上の 運動を1年以上続けている者(医師に運動を禁止されている者を除く。)

資料:高知県県民健康·栄養調査

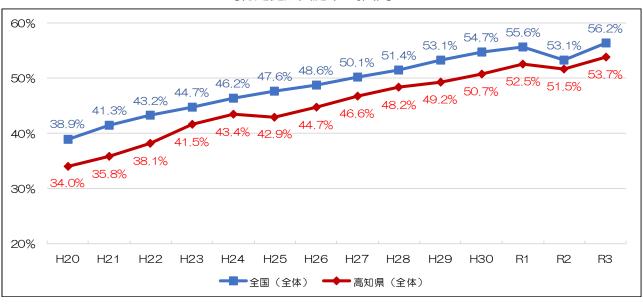




資料:高知県県民健康·栄養調査

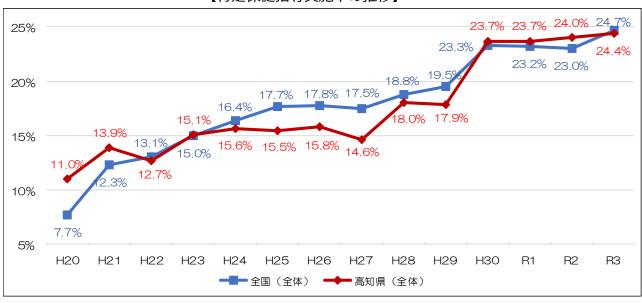
資料:厚生労働省「人口動態統計」

【特定健診実施率の推移】



資料:厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ」

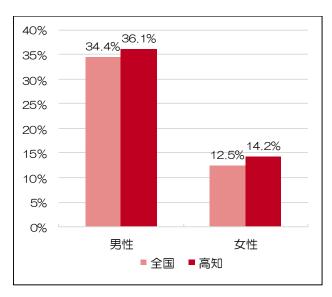
【特定保健指導実施率の推移】

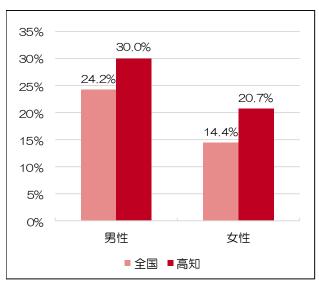


資料:厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ」

令和3年度特定健診受診者の状況(65歳から74歳まで)

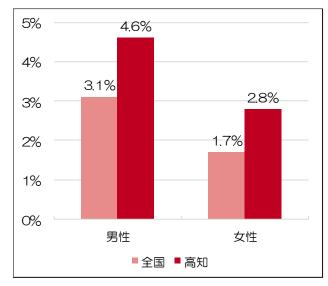
【メタボリックシンドローム該当者の割合】 【高血圧治療の服薬者の割合】

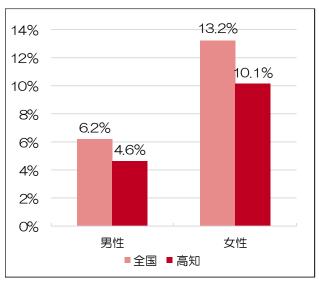




【糖尿病治療の服薬者の割合】

【脂質異常症の治療の服薬者の割合】





資料:厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ」

これまでの取組みにより、脳血管疾患等の年齢調整死亡率は低下傾向にありますが、依然として全国よりも高いことから、第5期高知県健康増進計画「よさこい健康プラン21」の基本目標である、「健康寿命の延伸」を達成するため、子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着、働きざかりの健康づくりの推進、生活習慣病の発症予防と重症化予防対策を基本方針として、取組みを進めていきます。

また、高齢期に要介護状態とならないよう、運動の推進や低栄養予防、口腔機能の維持・向上に取り組みます。

くよさこい健康プラン21基本方針>

〇子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着

小・中・高等学校の授業でデジタル化した副読本を活用し、健康教育を推進するとともに、ヘルスメイトによる食育を通じた健康教育に取り組んでいきます。

〇働きざかりの世代の健康づくりの推進

県民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、保健行動の定着を図るため、高知家健康パスポート事業を活用した健康づくりの県民運動を展開していきます。また、働きざかり世代の課題解決のため、官民協働で働きざかり世代をターゲットにした「適正体重維持の重要性」に関する啓発や、事業所が主体的に健康づくりに取り組める環境づくり等、保健行動の定着による健康づくりに取り組みます。

〇生活習慣病の発症予防と重症化予防対策

健康的な生活習慣の実践により生活習慣病を予防するとともに、生活習慣病を重症化させないため、がん検診や特定健診の受診率向上を図るとともに、精密検査や特定保健指導の事後対応の強化を図ります。また、健診結果により、精密検査や治療が必要とされても、自覚症状がないことなどから、医療機関を受診していなかったり、治療を開始しても中断してしまう方がみられます。特に、糖尿病性腎症が重症化した場合には、人工透析の導入が必要になるなど、QOLの低下を招くこととなります。

糖尿病等血管病の未治療ハイリスク者、治療中断者及び治療中で重症化リスクの高い者に対して、市町村、医師会等の関係機関と連携して、重症化予防の取組みを推進します。

(2)介護予防の推進

成果・現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、できる限り介護が必要な状態とならないよう、予防に努めるとともに、要介護状態となった場合でも、その状態を維持、改善していくことが重要です。このため、市町村における介護予防の取組みの更なる推進が求められます。

介護予防については、市町村において身近な地域で心身の機能を改善する取組みや、生きがいや役割を持って社会参加できる集いの場づくりを進めるなど、これまで、地域の実情に応じた、住民主体の介護予防の仕組みづくりに取り組んできた結果、現在では、「いきいき百歳体操」など、住民主体の介護予防の活動が各地域に定着しており、令和3年度の本県の通いの場への参加率(6.5パーセント)は、全国平均(5.5パーセント)を上回っています。また、近年は、加齢とともに心身の機能低下が生じる「フレイル」を予防する取組みとして、高齢の住民がフレイルサポーターとなり、地域住民のフレイルのチェックから予防活動、機能改善の評価まで一貫して取り組むグループ活動が複数の市町村で実施されています。

令和元年の介護保険法の改正では、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、各市町村は介護予防を進めるにあたり、高齢者の保健事業と一体的に実施するよう努めるものとされました。

令和2年度から取組みが始まった「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」については、市町村に対する取組み事例の紹介や実施に向けた意見交換を行うセミナーの開催などにより、年々実施市町村が拡大し、令和6年度には県内全市町村で実施される予定です。

令和5年度には、誰もが気軽にフレイル状態を確認できるツールとして、「高知家フレイルチェッカー」を開発し、市町村事業や集いの場等での活用を通じて、高齢者が気軽にフレイルチェックを実施できる環境を整えました。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響等により、あったかふれあいセンター や体操教室への参加率が低下し、参加者の回復に時間がかかっている地域もあり、 健診や通いの場等を利用していない高齢者に対するオンライン介護予防教室の 普及・展開などによる介護予防の推進と充実が必要です。

また、フレイルチェック活動も、後期高齢者の健康診断や地域の集いの場に参加した場合などに限り実施されている状況にあるため、より広範囲の高齢者を対象に実施する必要があります。さらに、フレイルのリスクがある高齢者に対する保健医療の専門職からの支援状況は、市町村のマンパワー確保等の課題から取組みに差が生じており、市町村の取組みを補完する支援策の検討が必要です。

○あったかふれあいセンターや集落活動センターとの協働

あったかふれあいセンターなどへのリハビリテーション専門職の派遣を推進し、地域の実情に応じた介護・フレイル予防の取組みを充実させます。

〇地域で活動の中心となるリーダーを育成するための支援

住民主体の介護予防活動の担い手となる地域リーダーの育成を支援するため、市町村等にリハビリテーション専門職を派遣します。

〇リハビリテーションの専門職等の広域派遣調整

介護予防活動などにおいて、介護予防や重度化防止に向けた適切な助言が得られるよう、リハビリテーション専門職、栄養士、歯科衛生士等の職能団体と連携して人材を育成するとともに、市町村への派遣を調整します。

○地域リハビリテーション体制の構築

地域包括ケアシステムの構築及び地域支援事業の充実・強化のため、リハビ リテーション連携指針を作成するなど、地域リハビリテーション体制の整備を 推進します。

〇フレイル予防の推進

- 高齢者が健康を維持・増進し、フレイルの予防に努める活動を促すため、住民向けの研修会等により、フレイル予防に関する知識の普及啓発や、フレイル予防活動の地域の担い手となる人材を育成する市町村を支援していきます。
- ・多くの高齢者がフレイルチェックを受けることができる環境を整備するため、 高知家フレイルチェッカーを活用した官民協働によるフレイルチェック体 制の拡大に取り組みます。また、フレイルチェックで把握したリスクの高い 高齢者に対して、保健・医療の専門職による予防的介入が県下全域において 提供できる体制の検討を市町村等と進めていきます。
- フレイル予防活動に関する先進事例のエビデンスの集約・共有等を通じて、 効果的なフレイル予防プログラムの展開を推進します。

◇ フレイルとは

高齢者が加齢によって心身ともに虚弱になった状態であり、「健康」と「要介護状態」の間の段階で、高齢者の多くがフレイルの過程を経て要介護状態になると考えられています。フレイルに陥った高齢者を早期に発見して適切に介入することで、生活機能の維持・向上を図ることができます。

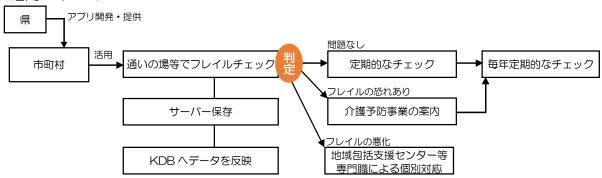
◇ 「高知家フレイルチェッカー」とは

<アプリ機能>



回答から判定までの時間は約5~8分

<活用スキーム>



○介護予防の一層の推進

離島や中山間地域など、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、歯科衛生士といった専門職が少ない地域においても、高齢者が通いの場への参加がしやすくなるよう、リハビリテーション専門職や栄養士、歯科衛生士等の職能団体と連携し、あったかふれあいセンターや地域の通いの場をオンラインでつないだ介護予防教室をさらに展開していきます。

○運動器の機能向上

「いきいき百歳体操」をはじめとした通いの場や、対象者が参加しやすい介護予防の取組みについての普及啓発を行っていきます。

〇栄養改善

- ・市町村の栄養改善の取組みに対して、栄養士会等の協力を得てその取組みを 支援していきます。
- •「高知県食育推進計画」に基づき、高齢者の低栄養が身体機能の低下を招く危険があることなど、正しい知識の普及啓発を行っていきます。

◇ 低栄養とは

栄養素の摂取が生体の必要量より少ないときに起こる体の状態のことをいいます。

- ①~③に当てはまる場合は低栄養状態のリスクがあります。
 - ①BMI(体格指数)が18.5未満
 - ②6ヶ月間に2~3kgの体重減少
 - ③血清アルブミン値3.5g/dL以下

〇口腔機能向上

- 通いの場における介護予防の取組みに関する市町村の状況を把握し、歯科衛生士を派遣するなど、関係機関と連携して介護予防活動の機会を確保していきます。
- 通いの場等でできるオーラルフレイル予防マニュアルを活用した、市町村に おけるオーラルフレイル予防対策への支援を行います。

〇閉じこもり予防・支援、うつ予防・支援

- ・県民に対して、「閉じこもり」や「うつ」についての正しい知識の普及啓発を 推進していきます。
- ・うつの早期発見、早期受診のために、かかりつけ医に対するうつ病などの精神疾患対応力向上研修による人材の育成や、一般科医から精神科医につなげる仕組みづくりを推進していきます。
- 高齢者に日常的に接しているケアマネジャーなどを、うつ病についての正しい知識と傾聴の技法を習得した「高齢者こころのケアサポーター」として養成し、高齢者や在宅介護者の心の健康づくりとうつ病の早期発見につなげていきます。
- 地域の集会所など、自宅から通いやすい交流の場所づくりを支援していきます。
- ・地域住民や老人クラブ会員、民生委員・児童委員の方などを中心とした自発的な見守り活動や社会活動への参加促進を支援し、地域のネットワークづくりを推進していきます。

○認知機能低下予防・支援

- •「高知県認知症施策推進計画」に基づき、認知症に関する正しい知識の普及啓発や、かかりつけ医に対する研修などを実施します。
- 「よさこい健康プラン21」に基づき、生活習慣病予防を推進します。

○介護予防強化型サービス事業所の育成支援

市町村や事業所を対象とした研修会の開催などにより、自立支援・重度化防止に資するサービスを提供する事業所を育成していきます。

〇高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

令和6年度から県内の全市町村で実施が予定されている、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」については、よりよい取組みとなるよう、高知県後期高齢者医療広域連合や高知県国民健康保険団体連合会と協力し、好事例の横展開や KDB システムの活用支援などにより、市町村の取組みを支援します。

◇ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施とは

これまで生活習慣病・フレイル対策としての保健事業(医療保険)と介護予防(介護保険)が制度ごとに実施されてきましたが、人生100年時代を見据え、保健事業と介護予防を効果的かつ効率的に行い、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかなものとするため、令和2年度から後期高齢者医療広域連合が高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する取組みが始まりました。広域連合は、その実施を構成市町村に委託することができるとされており、国の「健康寿命延伸プラン」では令和6年度までに全市町村で展開されることが目標とされています。

◇ KDBシステム(国保データベースシステム)とは

国民健康保険中央会及び都道府県国民健康保険団体連合会において運用されているシステムで、国保・後期高齢者医療・健診・介護のデータを集積しています。 データをもとに統計情報や個人の健康に関する情報を提供し、市町村の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的としています。

4 高齢者の日常生活を支える仕組みづくり

(1)地域での支え合いの仕組みづくりの推進

成果・現状と課題

本県は、全国に先行して人口減少や高齢化が進んでおり、ひとり暮らしの高齢者の高齢者のみの世帯も増加しています。

こうした現状のなかで、多様化するニーズに対応するためには、全国一律の介護や障害などの福祉制度サービスだけでなく、多様な主体による生活支援サービスを充実していく必要があります。

また、現在でも、住民による見守りやゴミ出しといった日常の困りごとへの支援など、高齢者の自立した日常生活を支援する支え合いの活動が各地域で行われていますが、地域資源の発見や、支援を必要とする高齢者と支え合い活動とのマッチング、ネットワーク化といった、生活支援に向けた持続可能な支え合いの地域づくりを進めるコーディネート力が不足しているといった課題があります。

県では、平成21年度から、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、小規模でありながらも必要な生活支援サービスなどが提供できるあったかられあいセンター事業に取り組んでいます。

また、市町村と市町村社会福祉協議会とが一体となって地域福祉を推進する基盤を整備するため、地域福祉アクションプランの策定を進めてきたことにより、平成28年度末には全市町村で策定されています。加えて、地域福祉アクションプランと南海トラフ地震対策の推進を図るため、地域福祉活動と災害時要配慮者対策を一体的に推進しています。

こうしたこれまでの取組みを生かしながら、要支援者等の高齢者が、日常生活 上の困りごとなどに対して多様なサービスを受け、地域で安心して生活できるよ う、市町村の体制づくりを支援していく必要があります。

また、高齢者人口の増加は要介護者の増加につながり、今後、親などの介護を 理由に離職せざるを得ない人が増加することが懸念されています。介護は育児に 比べて先が見えにくいため、介護をしながらでも長く働き続けることができる環 境を整備していく必要があります。

◇ 地域福祉アクションプランとは

市町村が策定する地域福祉計画と、市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とを一体的に策定したものをいいます。

○地域の支え合いの仕組みづくりの推進

地域の見守りネットワークや、支援が必要な方を必要なサービスにつなげていくための仕組みづくりを強化します。併せて、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを推進します。

また、ICT機器を活用した在宅高齢者の見守り体制の構築に取り組む市町村を支援します。

〇地域福祉アクションプランに基づいた実践活動の推進

地域の現状や課題を明らかにし、その実情に応じたサービスの提供や支え合いの活動などについて取りまとめた、「地域福祉アクションプラン」に基づく 実践活動を支援します。

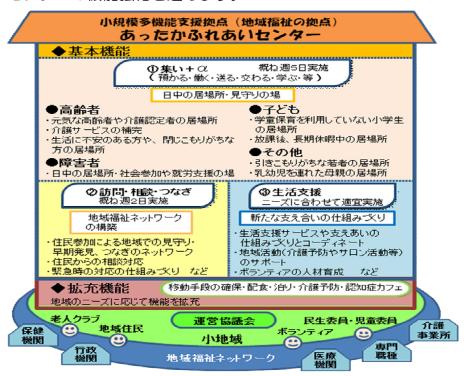
〇生活闲窮者自立支援制度の推進

生活困窮者自立支援法に基づき実施される自立相談支援事業において、生活に不安がある方の相談を総合的に受け付け、適切な支援へつなげていきます。

○高知型地域共生社会の拠点となるあったかふれあいセンターの機能強化

地域で多様なサービスが提供できる拠点の整備として、あったかふれあいセンターなどの有効活用を支援します

また、地域の課題やニーズに対応した、小規模多機能支援拠点としての活動に加え、高齢者や障害者など、地域の要配慮者を早期に発見し、必要な支援やサービスにつなぐネットワークづくりや、地域での生活を維持するため生活課題に対応した支え合いの仕組みづくりを行う高知型地域共生社会の拠点として、センターの機能強化を進めます。



〇地域福祉を支える人材の育成支援と機運を高めるための活動

地域福祉を支える担い手を育成するため、関係機関と連携した研修会等を開催します。

また、地域住民や地域の核となるリーダーの意識を高めるため、地域での支え合いの必要性や、地域でのさまざまな取組みなどについてPRを行っていきます。

〇生活支援サービスの体制整備

地域の多様な主体による多様なサービスの提供に向けて、サービス提供体制の整備を推進する生活支援コーディネーターの養成や、フォローアップ研修を実施します。

また、生活支援コーディネーターの活動を活性化し、地域の生活支援体制の整備を推進していくため、アドバイザーによる伴走型支援や、保健福祉圏域ごとの意見交換会の開催などに取り組みます。

(2) 地域の担い手づくりの推進

成果・現状と課題

少子高齢化がますます進むなかで、地域の課題やさまざまなニーズに対応していくためには、地域住民による支え合いの活動や自発的な福祉活動、ボランティア活動などを進める地域の担い手づくりが欠かせません。そのためには、次代を担う子どもたちをはじめ、地域住民への福祉教育・ボランティア学習が必要です。また、ボランティアに関する情報発信や、活動したい人と参加してもらいたい団体などとのマッチングなど、地域での実践活動につなげる仕組みづくりも必要です。

一方、地域の課題を自分たちで解決しようとする NPO の活動は着実に広がっています。高齢者や介護を必要とする人々を地域で支え合い、誰もが心豊かに安心して暮らせる自助・共助のまちづくりを行っていくうえで、NPO の活動は不可欠になっています。

こうしたことから、ボランティアや NPO への支援策として、高知県社会福祉協議会が設置している高知県ボランティア・NPO センターでは、啓発や相談をはじめ、地域と連携した福祉教育推進校でのボランティア学習や、ボランティア・NPO 活動の普及、インターネットサイト「ピッピネット」の運営によるマッチングや活動支援情報の提供などを行っています。

また、ボランティアのマッチングや、ボランティアポイントの管理などができる「介護予防・ボランティア活動促進アプリ」の活用促進や、ボランティアに対してポイントを付与する市町村への支援など、地域で不足する高齢者の生活支援の担い手確保を促進するための取組みを行っています。

さらに、高齢者の社会参加のニーズは高く、地域で社会参加の機会を増やしていくことが介護予防にもつながることから、できる限り多くの高齢者が支援を必要とする高齢者の支え手となり、自身の能力や経験を生かして地域の活動に参加していくことが、よりよい地域づくりにつながっていくと考えられます。

◇ ピッピネットとは

高知県ボランティア・NPOセンターが運営しているボランティアやNPO活動及びNPO法人の運営に関する総合情報サイトです。

ボランティアのページでは、募集情報に加え、活動事例 やボランティア保険など、ボランティアを始めたい方に向 けた情報や、NPOや施設に向けたボランティア募集の流 れなど、ボランティア活動を支援する情報を掲載しています。

○各市町村で福祉教育・ボランティア学習における関係機関との協同実践を拡大 高知県ボランティア・NPO センターが主催する「福祉教育・ボランティア 学習推進委員会」の運営を支援し、地域で取り組む福祉教育・ボランティア学 習の支援策を検討します。

また、高知県ボランティア・NPO センターによる福祉教育実践者の人材育成のための研修開催や、市町村域における福祉教育・ボランティア学習の推進に関するプラットフォームづくりを支援します。

ONPOの活動基盤の強化

高知県ボランティア・NPO センターによる、組織運営に役立つ学習会の開催や各種情報の提供、ネットワークづくりなどの取組みを支援し、NPO の活動基盤の強化を図ります。

O ボランティア・NPO 情報システム「ピッピネット」の活用促進

「ピッピネット」の認知度を向上させ、新規アクセスを増やすための広報や、 リピーターを増やすための情報とコンテンツの質的な向上に取り組む高知県 ボランティア・NPO センターを支援します。

- O アプリやポイントの活用によるボランティアの活性化を通じた担い手の確保 介護予防・ボランティア活動促進アプリの普及や、ボランティアポイント事 業を実施している市町村を支援し、ボランティアの裾野拡大や生活支援の担い 手育成等を推進します。
- ○地域住民の福祉活動への参加促進

高知県社会福祉協議会と連携し、市町村の社会福祉協議会や市町村が行う地域福祉の担い手の育成のための取組みを支援します。

〇高齢者による見守り活動の促進

閉じこもりがちな高齢者に外出を促すといった高齢者同士の見守り活動、サロンの開催などを行う老人クラブ等を地域の支え合い活動の担い手として支援していきます。

◇ 介護予防・ボランティア活動促進アプリとは

県では、介護予防活動やボランティアに参加した場合のデジタル・ポイントカードとして、また、支援を要する高齢者と支援したいボランティアとのマッチングを行うツールなどとして活用できる、「介護予防・ボランティア活動

推進アプリ」を開発し、「高知家健康パスポートアプリ」上で 令和6年3月から運用を始めています。

お住まいの市町村によって活用方法は異なりますが、令和6年3月現在、高知市と安芸市でこのアプリを活用した取組みが始まっており、今後、他の市町村でも展開されるよう、普及に取り組んでいきます。

QR コード 掲載

5 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

(1) 生きがいづくり活動等への参加促進

成果・現状と課題

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者の様々な活動の機会が縮小・中止を余儀なくされておりましたが、県では、関係団体と連携して、コロナ禍においても高齢者が自宅で閉じこもらず、地域で元気に安心して暮らすことができるよう、支え合いの仕組みづくりや生きがいづくりに取り組んできました。

本計画期間中の令和7年(2025年)には、戦後のベビーブーム世代(団塊の世代)が後期高齢者となるほか、電子決済を利用し、スマートフォンなどのICT機器を当たり前のように使いこなす、価値観も社会との関わり方もこれまで以上に多様化した世代が「高齢者」と呼ばれることになるなど、高齢者像も多層化・多様化していきます。こうした高齢者のなかで、地域活動や就労等の社会参加への意欲を持つ方には、「第2の現役世代」として、地域の新たな担い手となって活躍してもらうことが期待されています。

そのため、生涯学習、スポーツやレクリエーション等の機会を充実させ、身体機能の低下や障害があっても、高齢者が生きがいを持って積極的に社会参加できるような環境づくりをさらに進めていく必要があります。

更に、地域の集いの場の整備と、その維持に向けた、市町村の取組みに対する支援が重要です。

こうしたことから、県では、関係団体と連携し、一人でも多くの高齢者がスポーツや文化、ボランティア活動を始めるきっかけとなるよう、シニアスポーツ交流大会やオールドパワー文化展の開催、ねんりんピック(全国健康福祉祭)への選手の派遣、ホームページを活用した情報発信といった健康と生きがいづくりの取組みを支援し、スポーツや文化活動への参加人口の拡大に取り組んでいます。

近年は、高齢者においても、パソコンやスマートフォンなどによるインターネットの利用が進んでいることから、これらの情報通信手段を有効に活用し、情報を発信していくことも重要です。

また、高齢者の生活様式の多様化などによって、老人クラブへの加入率は年々低下傾向にありますが、老人クラブは地域の美化活動や一人暮らしの高齢者宅への訪問などの社会活動だけでなく、仲間づくりを通じた健康づくりや介護予防につながる事業にも取り組んでおり、地域を支える担い手として重要な役割が期待されていることから、今後、リーダーとなる後継者の育成や若手高齢者のニーズにあった事業展開により加入率の増加を図っていく必要があります。

◇ ねんりんピック(全国健康福祉祭)とは

60歳以上の高齢者を中心とした健康づくり、生きがいづくりの取組みを進め、ふれあいと活力のある長寿社会をつくっていくことを目的とした健康と福祉の総合的な祭典です。

厚生省創立50周年を記念して昭和63年(1988年)に第1回ひょうご大会が 行われて以来、毎年開催されています。

今後の取組

○多様な生きがいづくり活動への参加機会の充実

高知県社会福祉協議会が行う「こうちシニアスポーツ交流大会」や「オールドパワー文化展」の開催、「ねんりんピック(全国健康福祉祭)」への選手の派遣などを支援し、シニアスポーツや文化活動といった生きがい活動への参加機会の充実を図ります。

〇生きがいづくり活動への参加の促進

高知県社会福祉協議会が行う生きがいづくり活動の情報発信などを支援し、 高齢者の参加促進を図ります。

〇老人クラブの活動支援

老人クラブが行う健康づくりや介護予防などの取組みや若手・女性会員の増強を図る取組み、運営などを支援します。

○デジタルデバイド対策に取り組む市町村への支援

地域住民のデジタルデバイドの解消を目的として、デジタル機器に不慣れな高齢者等に対する市町村の取組みを支援します。

○社会参加を通じた生きがいづくりの推進

介護予防・ボランティアアプリの活用促進やボランティアポイントへの支援 などを通じて、住民主体の通いの場をはじめとしたさまざまな介護予防活動や、 ボランティアへの参加を促進することにより、地域社会における役割意識を育 むとともに、社会参加の機会の拡大と多様な活躍の場づくりを推進します。

◇ デジタルデバイドとは

「インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者 との間に生じる格差」をいいます(平成16年版情報通信白書)。

一般的には、インターネットやブロードバンド等の利用可能性に関する国内地域格差を示す「地域間デジタルデバイド」や、身体的・社会的条件(性別、年齢、学歴の有無等)の違いに伴うICTの利用格差を示す「個人間・集団間デジタルデバイド」といったことが議論されています。

(2) 高齢者の能力を活用した高齢者雇用の促進

成果・現状と課題

高齢者の知識と経験を生かした雇用や就業の促進は、自立のための経済的基盤の確保や生きがいづくりのみならず、人手不足の解消にもつながるなど、地域にとっても大きな財産となります。

このため、65歳までの雇用確保(義務)に加え、70歳までの就業確保措置 (努力義務)などによる高年齢者雇用確保措置のほか、高齢者の就労意欲や能力 に応じた働き方ができる環境を整えていくことが必要です。

また、健康で働く意欲のある高齢者の、能力を活用した就業を進めていくため、 臨時的・短期的又は軽易な就業の機会や社会参加の場を総合的に提供する「シル バー人材センター」が各地域にあります。この「シルバー人材センター」は、お おむね60歳以上の定年退職者などを会員とする自主的な会員組織であり、令和 5年3月末現在で県内20か所(29市町村)に設置され、4,500人の会員 により運営されており、これまでに培った知識や技能を生かして活動しています。

今後は、安定して活動するために、それぞれの地域における事業開拓をより充実させ、高齢者に対する就業機会の提供を通じて、地域が抱える課題に対してアプローチができる組織づくりを進めるとともに、活動する会員数や受注業務量をさらに増加させていく必要があります。

今後の取組

○高年齢者雇用確保措置の定着

国が実施する取組み(65歳までの雇用確保(義務)に加え、70歳までの 就業確保措置(努力義務)や65歳超雇用推進助成金など)について、広報等 によるサポートを通じて、高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者就業確保措置 の定着を図ります。

〇高齢者の能力を広く活用する機会の確保

公益社団法人高知県シルバー人材センター連合会による広報活動などを支援することにより、シルバー人材センターの会員や就業機会の拡大を図り、高齢者の能力を広く活用できる機会の確保を図ります。

〇就業開拓の促進

公益社団法人高知県シルバー人材センター連合会が実施する、就業機会・会員の拡大等を図るための就業開拓推進事業などに対して支援していきます。

- ◇ 高年齢者雇用確保措置とは
 - ①定年の廃止
 - ②定年の引上げ
 - ③継続雇用制度(※)の導入 のいずれかの措置を事業主が講じなければならないことになっています。
- ◇ 高年齢者就業確保措置(令和3年4月から施行)とは
 - ①定年の廃止
 - ②70歳までの定年の引上げ
 - ③70歳までの継続雇用制度(※)の導入
 - ④70歳までに継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
 - ⑤70歳までに継続的に事業主が実施又は委託等により行う社会貢献事業に従事できる 制度の導入

のいずれかの措置を事業主が講じるよう努めなければならないことになっています。

※継続雇用制度とは

現に雇用している高年齢者が希望する時は、当該高年齢者をその定年後も引き続き雇用する 制度です。

※継続雇用制度には

定年年齢が設定されたまま、その定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する「勤務延長制度」と、定年年齢に到達したものをいったん退職させた後、再び雇用する「再雇用制度」の2つの制度があります。

◇ シルバー人材センターとは

- 自主的な会員組織です。会員は自分たちで役員を選び、組織や事業の運営に参加します。
- ・公共団体、民間企業及び個人家庭から仕事を受け、会員がその仕事を請け負います。
- 公共団体、民間企業及び個人家庭から仕事を受け、会員を派遣します。
- ・公益的、公共的な団体です。公益社団法人や一般社団法人として運営されているシルバー 人材センターもあります。
- 会員が働いた仕事量に応じて「配分金」を支払います。各人の希望と能力に応じた働き方ができます。
- 会員の技能や技術を高めるため、各種の講習を実施しています。

6 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

(1) 高齢者の住まいの確保と普及 成果・現状と課題

県ではこれまで、高齢者が要支援や要介護の状態になっても、できる限り住み慣れた地域で過ごせるようにするため、高齢者の身体状況に合わせた自宅のバリアフリー化などの住宅改造に対して支援を行ってきました。また、在宅で生活されている高齢者の身体機能の低下に伴う ADL の低下や、医療機関退院後の在宅での生活などへの支援に加えて、低廉な家賃で入居することができる高齢者向けの住まいの確保対策への支援なども行ってきました。

今後、更なる高齢化の進展に伴い、高齢者の独居世帯や高齢者夫婦世帯が増加することが見込まれるなか、高知型地域共生社会を実現するうえでも、生活の基盤である住まいを確保することは大変重要です。

また、高齢者が住み慣れた地域で住み続けられるよう、既存の集合住宅等への スムーズな入居支援なども必要です。特に、中山間地域では、地域での支え合い の力が弱まるなど、高齢者が生活しづらい環境になってきており、住み慣れた地 域の中心部に住み替えるコンパクトタウン等を実現していく必要性は、今後ます ます高まるものと考えられます。

今後の取組

県では、新たな住宅セーフティネット制度や、住まいに関する先進的な取組み について市町村へ周知を行うことで、市町村の高齢者と住まいを結びつける機能 を高めるよう支援していきます。

また、介護保険法や老人福祉法などに規定される施設等以外での住宅施策として、公営住宅をはじめとする公的住宅の整備や、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録や情報提供などを、今後も引き続き進めてまいります。このほか、市町村や民間事業者と連携し、高断熱でバリアフリー化された、高齢者に優しい住宅の供給の促進を図ってまいります。高齢者にとって安心で暮らしやすい住環境を整備するため、これらの取組みがさらに有効なものとなるよう、住宅部門と福祉部門とが連携し、総合的な施策と

○住宅等改造支援事業の活用促進

して実施していきます。

高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して生活することができ、家族の介護の負担も軽減されるよう、住宅改造事業に取り組む市町村を支援します。

また、現地に福祉住環境コーディネーター等を派遣し、効果的な住宅改造に ついてアドバイスするとともに、市町村の担当者等への研修を行います。

〇既存公営住宅等における高齢者に配慮した住環境の整備

階段、トイレ、浴室、脱衣室、玄関などに手すりを設置するなど、高齢者の 安全な移動に配慮した住環境の整備を行います。

〇サービス付き高齢者向け住宅の登録等の促進と情報提供

住宅部門と福祉部門とが相互に連携し、高齢者が生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができるサービス付き高齢者向け住宅の普及啓発を図ります。

○新たな住宅セーフティネット制度の普及・啓発

高齢者など、住宅の確保に特に配慮が必要な人々が賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」の登録及び普及の促進に取り組みます。また、登録された住宅に対する家賃債務保証や見守りなどの支援を行う居住支援法人の活動を支援します。

○ヒートショック等の健康障害の予防に資する住宅の普及・啓発

良好な温熱環境やバリアフリー性能を備えるなど、ヒートショックや転倒などの自宅内事故の防止に対して配慮された、高齢者に優しい住宅の普及啓発を行うとともに、人材育成・住宅供給体制の整備などに取り組む団体や市町村を支援します。

○認知症の方等の収入申告義務の免除

県営住宅の入居者で、認知症等により収入申告が困難な方には、その状態に 配慮した対応を行います。

〇サービスと一体的な高齢者の住まいの整備及び確保

空き家や遊休施設(廃校舎や旧集会所、旧診療所等)を活用したサービスと 一体的な住まいの確保について、市町村のニーズに応じた支援に取り組みます。 また、高齢者の住まいに関する先進的な取組みについて市町村に情報提供す るとともに、既存施設等を活用した高齢者の住まいの整備について、市町村の ニーズに応じた支援に取り組むなど、高齢者が在宅療養を選択できる住環境の 整備を推進します。

(2) 高齢者虐待の防止

成果・現状と課題

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活様式の変化や、認知症高齢者の増加などを背景として、近年、養介護施設従事者による虐待、養護者による虐待ともに発生件数は増加傾向にあります。また、養護、被養護の関係にない者からの虐待や、セルフネグレクトといった事案も発生しており、より幅広く高齢者虐待の防止対策を推進していく必要があります。

高齢者への虐待を防止するためには、家族や親族といった身近な人だけでなく、 地域住民や福祉関係者などによるきめ細かな見守りが重要です。また、生活に困 難や課題を抱える高齢者や、その家族などをできるだけ早く適切な支援へとつな ぐ必要があります。

虐待のなかには、親族から虐待を受けている場合など、発見が困難なケースもあることから、平成18年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、虐待を発見した人に対する通報義務が定められるとともに、市町村に立入調査の権限が与えられることになりました。

養護者虐待については、市町村が行政権限を適切に行使し、被虐待者及び虐待者に対する相談、指導又は助言を行うとともに、発生した虐待の要因等を分析し、 再発防止に取り組むことが重要です。また、養介護施設従事者等による虐待については、県と市町村とが協働して虐待の防止に取り組むことが重要です。

市町村においては、虐待の防止や早期発見から個別支援に至るまでの各段階において、虐待の恐れのある高齢者やその家族などへの多面的な支援を行うため、 権利擁護センターの設置や高齢者虐待防止ネットワークを構築するなど、関係機 関・団体との連携、協力に取り組んでいます。

また、県においては、市町村職員や介護施設職員等を対象に、高齢者虐待防止や身体拘束廃止を正しく理解して取り組むための研修などを実施しており、研修などを通じて、虐待の定義や市町村への通報義務などが浸透したことにより、相談や通報の件数が増えてきているものと考えられます。

その一方で、虐待の認定件数は高水準で推移していることから、虐待防止に向けた体制の整備を、より一層強化していく必要があります。

【養介護施設従事者等による高齢者虐待件数の推移(事実が確認された件数)】

	1104	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	DΩ	DO	D 4
	H24				Π∠0	□29	ПЗО	ПП	R2	R3	R4
相談•通報件数	10	19	22	13	9	35	35	19	19	23	23
虐待の事実											
が認められ	2	3	6	5	4	14	12	13	6	4	8
た件数											

【養護者による高齢者虐待件数の推移(事実が確認された件数)】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
相談•通報件数	129	127	191	181	183	185	218	235	261	248	286
虐待の事実が認	76	6 55	84	82	70	85	85	97	135	124	133
められた件数											

◇ 高齢者虐待とは

「親族や高齢者と何らかの人間関係をもつ者により高齢者に加えられた行為で、 高齢者の心身に深い傷を負わせ、高齢者の基本的人権を侵害する行為」で、次の5 つに分類することができます。

- ①身体的虐待(身体的な暴力や高齢者本人の意思に反して身体を拘束する虐待のことをいいます)
- ②介護・世話の放棄・放任
- ③心理的虐待(叱りつける、侮辱、脅迫するといったように言葉の暴力による虐待ですが、無視するという行為も含まれます)
- 4性的虐待(性的暴力または性的いたずらをするなどの行為です)
- ⑤経済的虐待(年金等を渡さない、勝手に使うといった行為や高齢者の不動産等を勝手に処分するなどの行為をいいます)

今後の取組

〇高齢者虐待防止に関する広報・啓発活動

高齢者虐待の防止や早期発見のため、リーフレットやホームページなどを通じて通報先や相談窓口の周知を行い、高齢者の権利擁護について普及啓発を行います。

〇市町村・地域包括支援センター職員の資質向上

高齢者虐待の防止に向けて、市町村や地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施し、職員の資質向上を図ります。

また、虐待防止ネットワークの構築や虐待対応等困難事例への対応について、 助言や支援を行います。

〇高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チームとの連携

困難事例に対して専門的な助言を行う高知県高齢者・障害者権利擁護専門家 チームと連携し、高齢者の虐待防止に取り組む市町村を支援します。

○介護施設職員等の資質向上

介護施設職員等を対象に、高齢者虐待の防止や身体拘束の廃止など、利用者の権利擁護の視点に立った介護の考え方を習得するための研修を実施します。

(3) 高齢者の権利擁護の推進

成果・現状と課題

高齢者が認知症などにより判断能力が衰えたり、介護が必要になった場合でも、 その人らしい尊厳ある生活と人生を送ることができるようにするためには、高齢 者の権利を擁護する仕組みづくりが重要です。

高齢者虐待など、高齢者の権利侵害が関係する困難事例に適切に対応していく ためには、身近な相談窓口である地域包括支援センターの総合相談支援業務や、 成年後見制度の活用などの権利擁護業務を支援していく必要があります。

成年後見制度は、判断能力が十分でない人がさまざまな法律行為を行う場合に、本人の能力を補い、権利を保護するための制度であり、平成12年度から実施されています。特に、認知症高齢者にとっては、介護保険サービスの利用といった各種契約や、財産管理などを行うにあたり、成年後見制度の活用は重要な手段であり、今後、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者の増加に伴って、成年後見制度の需要は更に増加すると見込まれます。

こうした状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進に関する総合的・計画的な促進を図るため、成年後見制度の利用促進に関する法律に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、令和4年3月には、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。必要な人が、成年後見制度をその人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築等、利用促進に向けた取組みの更なる推進が求められています。

このほか、認知症高齢者などの日常生活を支援するための事業として、平成11年に「地域福祉権利擁護事業」が創設され、現在では「日常生活自立支援事業」に名称を変更して、地域住民にとって身近な各市町村の社会福祉協議会に専門員を配置して実施されています。この事業には、福祉サービス利用のための援助、日常の金銭管理、住民票の届出等行政手続きの代行などのメニューがあります。

支援が必要な高齢者が増加するなか、利用者は増加傾向にあり、本事業の需要がさらに高まることが見込まれています。

一方で、相談の段階から成年後見制度の利用が適切と考えられる方や、判断能力の低下により成年後見制度への移行が必要な方などについても、日常生活自立支援事業において支援している現状があります。そのため、権利擁護に関する相談を包括的に受け止め、必要な支援につなぐ中核機関の設置は喫緊の課題となっています。

今後の取組

○高齢者の権利擁護の推進に関する広報・啓発活動

高齢者虐待の防止や早期発見のため、リーフレットやホームページなどを通じて通報先や相談窓口の周知を行い、高齢者の権利擁護について普及啓発を行います。

〇成年後見制度の利用促進に向けた支援

「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく中核機関の設置や、権利擁護支援の地域連携ネットワーク等の機能整備(広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能及び後見人支援機能)などといった、成年後見制度の利用促進に向けた市町村の取組みを支援します。

また、市町村や高知県社会福祉協議会が実施する成年後見人の担い手確保 (市民後見人や法人後見)の取組みを支援します。

〇日常生活自立支援事業の利用促進

日常生活自立支援事業のさらなる周知を図るため、関係機関はもとより、地域住民へのPRを行います。

また、日常生活自立支援専門員の実務研修や、総合相談・個別支援研修、生活支援員現任研修会などを通じて、地域を基盤とした相談援助について、専門員と生活支援員の専門性を高めていきます。

○高齢者総合相談での相談対応

高知県高齢者・障害者権利擁護センターにおいて、高齢者やその家族が抱える各種の心配ごとや悩みごとの相談に応じます。

高知県高齢者総合相談

高知県立ふくし交流プラザ 4階 (088)875-0110

【一般相談】 月~金曜日(祝日・年末年始を除く)

9:00~16:00

【法律相談】 第1・3木曜日(祝日・年末年始を除く)

※事前予約制

13:00~15:00

※相談はすべて無料で個人の秘密は守られます。

(4) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

成果・現状と課題

高齢者を含むすべての県民が自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる 分野の活動に積極的に参加することができる、ひとにやさしいまちづくりの実現 のためには、建築物のバリアフリー化をはじめ、安全かつ円滑に移動できる歩行 空間の確保や、すべての人々が憩う場である公園施設などについても安全で安心 して利用できるように整備していく必要があります。

また、高齢化の進展によって、通院や買い物など、高齢者等の生活を支える基盤となる公共交通の果たす役割はますます大きくなっています。そのため、高齢者等が利用しやすい低床型車両の導入や、路面電車の停留場のバリアフリー化などを交通事業者や市町村とともに積極的に推進していく必要があります。

すべての県民が安全で快適に暮らすことができる高知県の実現を目指して、県 民の温かい心に支えられた、ひとにやさしいまちづくりを進めていくために、平 成9年に「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」を制定しました。

これにより必要な整備基準を定め、高齢者等が安全かつ快適に利用することができる公共的施設及び公共輸送車両等の整備を進め、ひとにやさしいまちづくりのために必要な施策を推進しています。

また、高齢者や障害者など、移動に配慮が必要な人に利用証を交付し、量販店や公共的施設などの施設管理者の協力のもと、駐車時に利用証の提示や掲示を求める「こうちあったかパーキング制度(高知県障害者等用駐車場利用証交付制度)」を平成23年2月から実施し、障害者等用駐車場の適正利用を促進しています。

今後の取組

○施設整備設計マニュアルに基づく公共的施設の整備

公共的施設の新築等をしようとする事業者等に対して、整備基準に適合するよう必要な指導及び助言を行います。

〇車両等のバリアフリー化の推進

移動サービスに必要な車両等のバリアフリー化に取り組む交通事業者及び 市町村を支援します。

〇こうちあったかパーキング制度の普及

パンフレットや広報誌等による広報・啓発を行うとともに、新規協力施設の 開拓に取り組み、制度の普及に努めます。

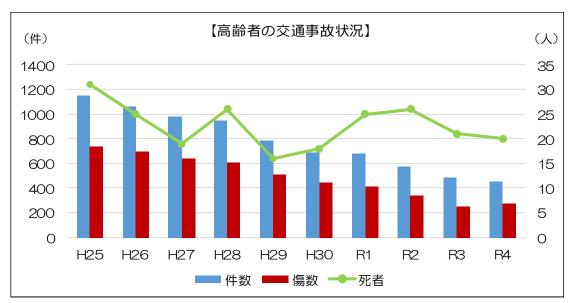
(5)交通安全対策

成果・現状と課題

近年、高齢者の交通事故が社会的な問題となっています。高齢者が関係する交通事故の件数、負傷者は減少傾向にあるものの、死者数は増減を繰り返しながら推移しており、令和4年は、全交通事故死亡者に占める高齢死亡者の割合が7割を超えています。また、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下による、高齢運転者の交通事故の発生割合も増加傾向にあり、高齢者の交通安全対策の推進は重要な課題となっています。

そのため、高齢者の交通事故の実態に即した具体的な交通安全教育を行い、高齢者同士の相互啓発などによる交通安全意識の高揚を図ることが大切です。

特に、老人クラブに加入していないなど、交通安全教育を受ける機会の少ない 高齢者が犠牲になる傾向がありますので、交通安全関係機関・団体等と連携して、 高齢者世帯の訪問による個別指導や、多様な機会を活用した参加・体験・実践型 の交通安全教育を積極的に推進していく必要があります。



今後の取組

○老人クラブなどの高齢者団体を通じた普及・啓発

老人クラブ等の各種の会合における出前型の交通安全教室などにおいて、高齢者の交通事故の実態に即した啓発活動を実施します。

〇高齢者世帯の訪問などによる普及・啓発

「高齢者交通事故防止キャンペーン」などにおける高齢者世帯訪問による個別指導や、免許返納などの働きかけ、街頭啓発、年金支給日における金融機関での啓発など、多様な機会を活用しながら啓発活動を実施していきます。

(6) 消費者被害・犯罪被害から高齢者を守る対策

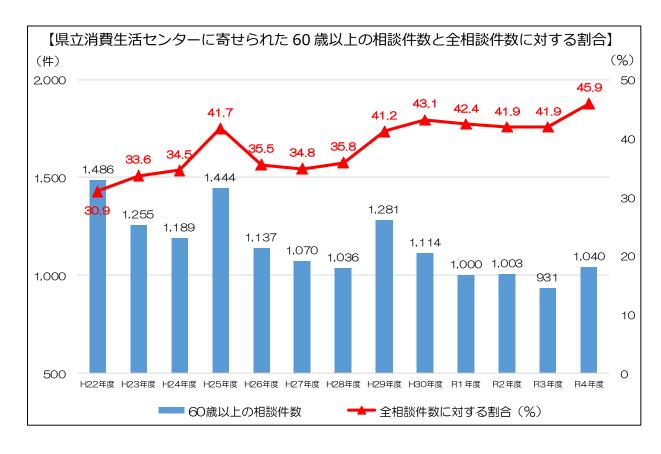
成果・現状と課題

高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加するなか、平成22年度以降、 県立消費生活センターに寄せられる相談は、契約当事者の年齢別では70歳以上 が最も多く、点検商法や送り付け商法など、勧誘等の手口が巧妙化、悪質化した 事例の相談が県や市町村の消費生活相談窓口に寄せられています。

高齢者の消費者被害は、周囲の人からの相談が多く、被害の未然防止や早期救済のためには、高齢者自身への注意喚起とともに、日頃の高齢者の見守りなどを通じて、早期に相談窓口につなげることが重要です。

今後は、これまでの県民への広報啓発や身近な市町村窓口の充実強化の取組みに加えて、これらの体制をもとに、高齢者や高齢者を見守る人へのきめ細かな啓発や、地域のネットワークによる見守りをさらに強化していく必要があります。

また、振り込め詐欺などの犯罪の被害から高齢者を守るため、市町村や地域で活動する団体などと連携して、広報啓発活動を一層推進していく必要があります。



今後の取組

〇消費生活相談窓口の充実と連携強化

相談員などを対象とする研修の開催や、法律専門家の助言などによって対応力の強化を図るとともに、消費者被害に関する情報や未然防止のための取組みなど、関係機関等との情報共有と連携強化を図ります。

〇地域の見守りネットワーク関係機関への啓発・情報提供の充実及び連携促進 出前講座の開催や情報紙の配布、見守り情報の発信を行います。また、高齢 者を見守るネットワークとの連携について、先進的な取組みの情報収集や情報 提供を行い、地域の実情に応じた具体的な取組みを促進します。

〇広報・啓発活動の推進

広報紙の発行、啓発イベントの開催、ポスター、チラシ、パンフレットなど を活用した幅広い広報啓発活動を実施するとともに、関係機関や関係団体との 連携による出前講座等を開催します。

〇高齢者の見守り活動の推進

高齢者をターゲットにした架空請求詐欺などによる被害を防ぐための講演会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や啓発を行います。